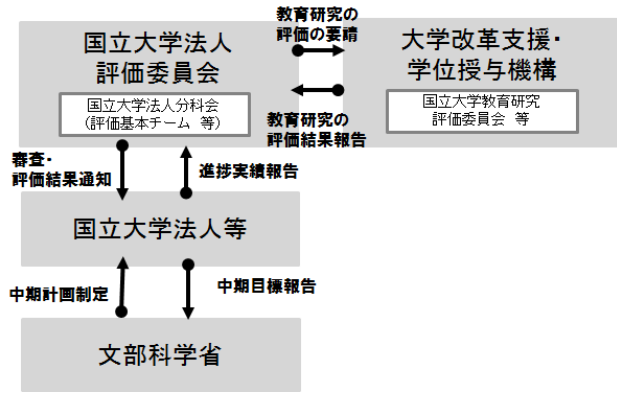


	1. 国立大学法人評価制度	2. 国立研究開発法人評価制度	3. REF (Research Excellence Framework)	4. ERA (Excellence in Research for Australia)
評価主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人評価委員会（特に業務運営部分） （大学改革支援・学位授与機構が教育研究部分を審査し評価委員会に結果提供）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学大臣等の各主務大臣 （評価実施が著しく適正を欠く場合は独立行政法人評価制度委員会が意見具申できる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イギリスにおける4つの高等教育に係る資金提供団体で構成される組織（独立した公的機関として設置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪州研究会議 （教育訓練省の下に独立機関として設置）</li> </ul>
被評価機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人、共同利用法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立研究開発法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の受審を希望するイギリス国内の大学（大部分の大学が受審）（大学は評価対象となる教員を自ら選定して申請）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア国内の大学 （但し、一定のジャーナルに6年間の間で提出されたレポートが50以上の大学のみ）</li> </ul>
制度創設の主な背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年、国立大学法人制度創設と同時に創設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年、独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、独立行政法人内の一類型として国立研究開発法人が定められたことに伴い、評価の指針を制定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>REFの前身となるRAEは、サッチャー政権下の1986年に導入され、高等教育機関の研究活動の評価結果により、<b>研究活動向けの一括助成金（ブロックグラント）の傾斜配分に利用</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量評価指標のみの研究費配分の弊害（<b>低引用論文の増加など</b>）を踏まえ、分野特化型の研究評価制度として2010年に創設。※9</li> </ul>
評価制度の主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点から、<b>各法人の年度計画の実施状況に基づき進捗状況を確認することを目的</b>とする。なお、大学間の優劣を競うことは目的としていない。 ※1</li> <li>なお、制度創設時の目的には、評価結果を次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させることや、中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させることと明記されていた。※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>研究開発成果の最大化</b>」と「<b>適正、効果的かつ効率的な業務運営</b>」との両立の実現に繋がる評価を目的とする。</li> <li>また、評価を踏まえて適切な指摘・助言・警告等を行うのに加え、優れた取組の積極的評価、また将来性を見通した評価等、<b>好循環の創出を促す</b>評価を目的としている。※4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①研究に対する公的投資の説明責任を果たし、その投資効果に係るエビデンスを提供すること</li> <li>②高等教育セクターに対して、及び公的な情報として、比較対象となる情報、尺度を提供すること、</li> <li>③<b>研究資金の競争的配分のための参考情報を提供すること</b>、とされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一義的目的は、①各大学のどの学術分野が優れているのか、どの学術分野が今後有望なのか、②世界標準をベンチマークにした場合に各大学はどの立ち位置にあるのか等を政府、産業界、NGO および一般に公開すること。（一部は予算配分の根拠にしている）</li> <li>直接的な財政インセンティブとは一体になっていない。</li> </ul>
評価の実施頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度業務実績を評価</li> <li>6年ごとに全体評価（第3期からは4年目終了時評価も実施予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業年度終了後</li> <li>5～7年の中長期目標期間終了時、法人の長の任期終了時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3～7年ごとに実施。近年は実施間隔が長くなる傾向 ※REFは2014年実施、2021年実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約3年ごと</li> </ul>
評価決定に要する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象期間終了後4か月程度（概ね8月上中旬に評価を法人に通知・公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請から評価結果の公表まで約1年（REF2014実績）。※なお、毎回設定される評価方針の公表から評価結果公表までは5年弱。※6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半年以内</li> </ul>
評価決定、評価活用までの流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人ごとに中期目標計画設定</li> <li>中期目標計画に基づき、各法人から実績報告書などを提出</li> <li>評価委員会による書面審査・ヒアリング審査の実施</li> <li>評価書案について、各大学への事前意見聴取後評価決定・公表。各大学は次年度以降の業務計画への反映、改善事項の対応。文科省は評価結果も参酌しながら運営費交付金の再配分。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>各主務大臣により中長期目標設定</li> <li>各法人で中長期計画・年度計画策定</li> <li>評価対象期間終了後の年度の6月末までに自己評価を提出・公表。</li> <li>各種ヒアリング、資料等に基づく分析等を踏まえ、各主務大臣において評価を決定</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>評価全体方針公表、また約2年後の評価基準の公表、評価者の選定など、評価にあたっての準備。</li> <li>各大学が約1年10か月程度をかけて申請書を準備、提出。</li> <li>1年間、専門家からなる評価委員会による審査を実施。</li> <li>評価決定。研究の質に連動した資金提供に反映。※7</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>評価委員会による申請ガイドラインの提示（毎評価ごとに詳細に提示）に基づき、各大学が申請書を提出</li> <li>申請書に基づき、評価委員会評価分野ごとに評価案を決定</li> <li>各大学副学長による承認（「評価結果の証明」のサイン）をもとに、評価結果確定、公表。一部研究ブロックグラントの査定に関連。</li> </ol>
評価結果の反映（資金配分との関係性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果は公表し、法人の自発的な改善を促す仕組み。制度創設時は運営費交付金等の分配時に参照することとしていたが、第3期は直接的な関係はない。</li> <li>※運営費交付金の配分に直接的な関係があるのは、本評価制度とは別の仕組みであり、運営費交付金のうちの<b>機能強化経費の再配分に関する事項</b>である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>本評価制度とは別に、「国立大学法人の運営費交付金及び国立大学改革強化推進補助金に関する検討会」において、重点支援項目ごとの評価指標が別途設定されている。（文科省は最低限の指標のみを提示し、各大学が独自設定）</li> <li>指標の妥当性が判断できるよう、比較すべき指標（ベンチマーク）や客観的根拠を提示するよう指示があり、<b>KPI設定がされる項目が散見</b>。</li> <li>審査を経た再配分結果は各大学ごとに公表。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果は予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、<b>概算要求時を目的</b>に各評価を完了させるよう努めるものとされている。</li> <li>主務大臣は、評価結果を<b>次期中長期目標の策定、長の任命等に適切に活用する</b>とともに、国民に対する説明責任を果たすため、積極的な効用に努める。（具体的な予算反映方法は非公表か）※5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果は研究資金配分に直結する情報とされる。</li> <li>'(QR)quality-related research funding'方式と呼ばれる方法で配分方針は定式化されている。</li> <li>研究の質（主に評定3以上の割合）に対してコスト等のウエイトを掛け、①評価観点、②メインパネル、③サブパネル、④各大学の4つの段階を追って分配されていく。※8</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果は、一部の連邦政府の研究補助交付金の分配にも反映される。</li> <li>研究ブロックグラント全体予算額の約7%（2015年度時点）がERA評価と関係を持っている。（研究卓越性の持続（Sustainable Research Excellence in Universities (SRE)）の観点から、間接経費分40%は教員のエフォートFTEs）、評価分60%はERAの評定で重みづけがされている。※10</li> </ul>
評価の大きな観点	<ol style="list-style-type: none"> <li>教育研究等の質の向上</li> <li>業務運営・財務内容等の状態</li> <li>「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況</li> </ol> <p>※なお、指定国立大学法人については、申請要件の客観的指標の設定はあるが、評価基準については現在非公表。（検討中か）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>研究開発の成果の最大その他の業務の質の向上に関する事項</li> <li>業務運営の効率化に関する事項</li> <li>財務内容の改善に関する事項</li> <li>その他の事項</li> </ol> <p>※法人により項目に多少の変動あり</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>研究成果（Research Output quality）</li> <li>研究活動の社会的・経済的・文化的・政治的影響力（Impact）</li> <li>研究環境（Research Environment）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>研究の質の指標 Indicators of research quality</li> <li>研究の（量）と活動の指標 Indicators of research activity</li> <li>研究の応用の指標 Indicators of research application</li> </ol>
出典	<p>※1：「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」（国立大学法人評価委員会決定）より</p> <p>※2：『新しい「国立大学法人」像について』国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議報告より</p>	<p>※3※4：総務省「独立行政法人の評価に関する指針」より</p> <p>※5：独立行政法人の評価に関する指針より</p>	<p>※6※7：REF2014 HPより</p> <p>※8：Research England HP 及び HEFCE(2017)「Guide to funding 2017-18」より</p>	<p>※9：ERA2018HP より（2018.10.3調査時点）</p> <p>※10：指標・評価に基づく運営費交付金配分の国際的動向（林）より</p>

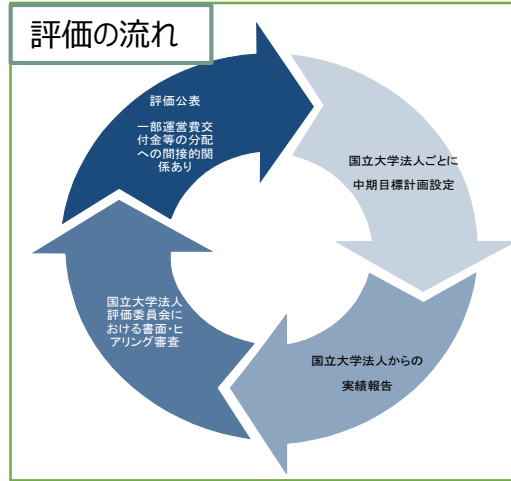
# 各評価制度の評価体制と評価の流れ

## 国立大学法人評価制度

### 評価体制

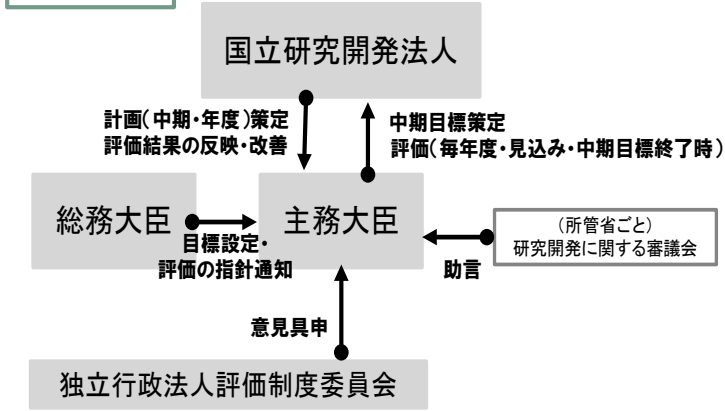


### 評価の流れ

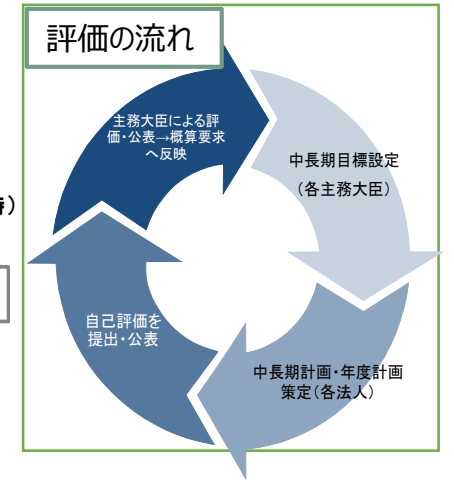


## 国立研究開発法人評価制度

### 評価体制

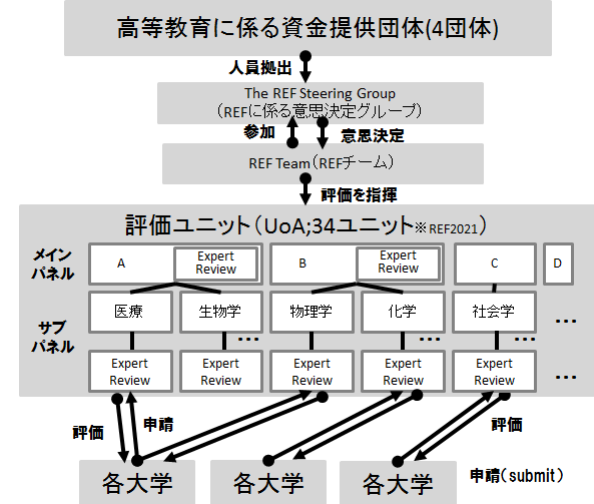


### 評価の流れ

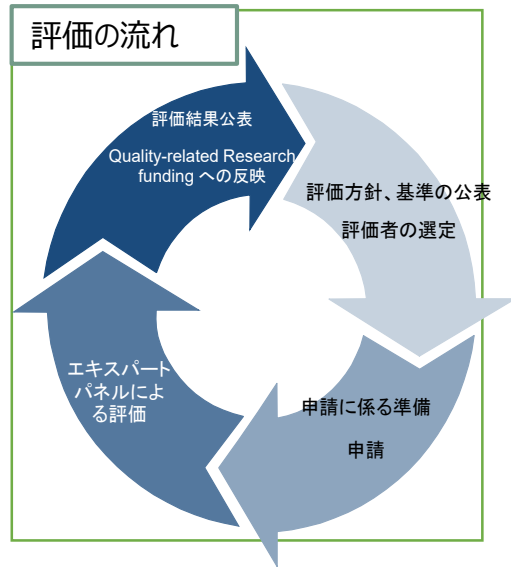


## REF

### 評価体制

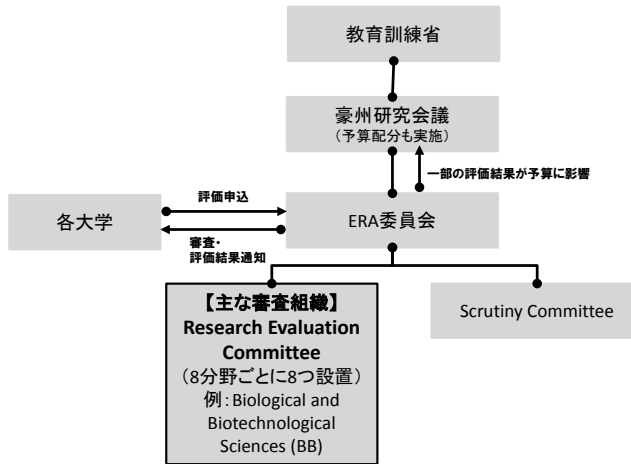


### 評価の流れ

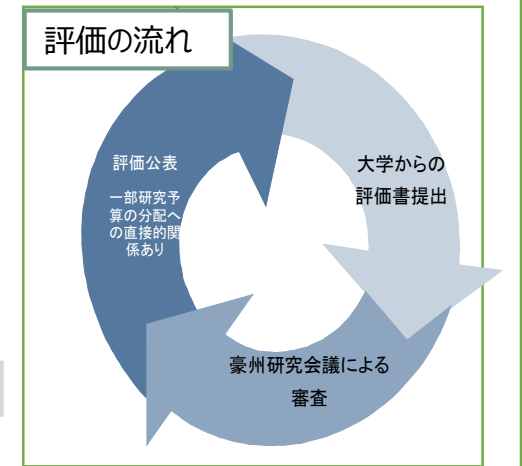


## ERA

### 評価体制



### 評価の流れ



## OIST10 年後見直しの検討に向けて、参考となる要点

### (1) 制度全体のスキームの考え方についての参考点

#### 【国立大学法人評価制度、国立研究開発法人評価制度に共通した事項】

- 各法人が設定した一定期間の目標を踏まえ、その進捗状況について、各法人から提出される実績報告を基にして評価を行い、結果のフィードバックを行っている。複数の法人を一律に共通して評価を行う制度のため、評価項目が体系立って整理されており、評価制度の基盤として参照しうる。但し、評価の定量的指標については、共通の必須の項目は限定的であり、各大学が独自の強みを示す評価指標を自身で設定している。

#### 【ERA,REF に共通した事項】

- 上記2制度と比較し、評価結果が直接的に研究予算に反映されている制度である。REF については、各大学が卓越していると自身で評価する部分を中心に評価を行うが、その際定量的指標はあくまで限定的に用い、ピアレビューを重点的に行っている。ERA は REF と比較し、定量的指標を積極的に用いることで、短期間での評価結果提供を可能としているが、予算反映範囲は REF と比較して限定的である。

### (2) 評価の視点の考え方についての参考点

- 定量的指標について、各評価制度とも参照・活用されているものの、活用の範囲・程度には、違いがある。特に国立研究開発法人評価制度では、研究成果の評価において、数値達成だけが自己目的化することに対して審議会でも異論もある。このことから、定量的評価が適する範囲に関する議論が必要となるだろう。他方で、法人の運営（ガバナンス）に関する部分については、独立行政法人制度等の公共性の高い法人と類似した指標の設定も可能となるのではないか。（国立研究開発法人評価制度等を参照。）
- REF、ERA 制度を見ると、研究成果について、被引用論文数だけでなく、商業化等の社会インパクトに関する評価視点は関心が高まっているとも読み取れる。
- REF については、大学の特徴に応じ、大学の卓越性を示すことができる論文について、評価対象として大学自身に限定的に選択させている。大学自身の考える卓越性（強み）を積極的に評価する視点も必要となるのではないか。